

3-2-7 廃棄物の状況

(1) 一般廃棄物

表 3-2-7-1 に示すとおり、関係町村における一般廃棄物最終処分場が1箇所存在している。その位置は図 3-2-7-1 に示すとおりである。

また、関係町村における一般廃棄物排出量は表 3-2-7-2 に、対象事業実施区域が位置する小川町における一般廃棄物排出量の推移の状況は表 3-2-7-3 に示すとおりである。

小川町における平成 30 年度の年間排出量は 8,996t であり、年々減少傾向にある。

表 3-2-7-1 関係町村の一般廃棄物最終処分場（平成 30 年度実績）

No.	名称	事業所所在地
1	埼玉県環境整備センター	寄居町大字三ヶ山 368

注：平成 31 年 3 月 31 日現在の値である。

出典：「一般廃棄物処理事業の概況（平成 30 年度実績）」

（令和 2 年 8 月、埼玉県環境部資源循環推進課）

表 3-2-7-2 関係町村の一般廃棄物排出量（平成 30 年度実績）

町村名	計画収集人口 (人)	一般廃棄物排出量(t)					合計(t)	
		事業系	生活系	資源ごみ		家庭系		集団回収
				資源ごみ	家庭系			
小川町	30,186	1,368	7,196	1,587	5,609	432	8,996	
ときがわ町	11,315	702	2,452	620	1,832	79	3,233	
東秩父村	2,843	71	647	168	479	0	718	
寄居町	33,781	1,366	8,852	337	8,515	644	10,862	

注：平成 31 年 3 月 31 日現在の値である。

出典：「一般廃棄物処理事業の概況（平成 30 年度実績）」（令和 2 年 8 月、埼玉県環境部資源循環推進課）

表 3-2-7-3 小川町における一般廃棄物排出量の推移

年度	計画収集人口 (人)	一般廃棄物排出量(t)					合計(t)	
		事業系	生活系	資源ごみ		家庭系		集団回収
				資源ごみ	家庭系			
平成 26 年	32,356	1,291	7,661	1,807	5,854	560	9,512	
平成 27 年	31,784	1,277	7,503	1,748	5,755	544	9,324	
平成 28 年	31,226	1,307	7,314	1,601	5,713	514	9,135	
平成 29 年	30,776	1,358	7,294	1,632	5,662	440	9,092	
平成 30 年	30,186	1,368	7,196	1,587	5,609	432	8,996	

注：各年度において、3 月 31 日現在の値である。

出典：「一般廃棄物処理事業の概況」（埼玉県環境部資源循環推進課）

(2) 産業廃棄物

埼玉県における産業廃棄物の発生量及び処理状況は表 3-2-7-4 に示すとおりである。

平成 25 年度の埼玉県の産業廃棄物の発生量は 6,391 千 t/年であり、このうち、5,158 千 t/年（発生量の 81%）が再資源化されている。

また、埼玉県内に位置する産業廃棄物最終処分場は 1 箇所存在し、その一覧は表 3-2-7-5 に、位置は図 3-2-7-1 に示すとおりである。

また、対象事業実施区域から約 50km の範囲に存在する産業廃棄物処理業者は 147 箇所存在し、その一覧は表 3-2-7-6 に、位置は図 3-2-7-1 に示すとおりである。

表 3-2-7-4 産業廃棄物の発生量及び処理状況（埼玉県、平成 25 年度実績）

区分	発生量 (千 t/年)	減量化量 (千 t/年)	再資源化量 (千 t/年)	最終処分量 (千 t/年)	その他量 (千 t/年)
合計	6,391	1,030	5,158	194	9
燃え殻	6	0	4	2	-
汚泥	1,622	769	788	64	1
廃油	146	33	110	4	0
廃酸	25	4	18	3	1
廃アルカリ	29	13	12	2	2
廃プラスチック類	322	40	242	38	2
紙くず	340	49	290	0	2
木くず	227	25	197	4	1
繊維くず	5	0	5	1	0
動植物性残さ	123	17	106	0	0
動植物系固形不要物	-	-	-	-	-
ゴムくず	2	0	1	1	0
金属くず	463	1	458	3	0
ガラス・コンクリート・ 陶磁器くず	298	39	241	18	1
鉱さい	154	-	153	0	-
がれき類	1,708	1	1,691	16	
ばいじん	35	-	35	0	-
コンクリート固化物	-	-	-	-	-
動物のふん尿	679	-	679	0	-
動物の死体	-	-	-	-	-
混合廃棄物等	205	40	128	37	0

注 1：発生量は、事業所内での汚泥等の脱水減量を除いた値である。

注 2：合計の値は四捨五入により合わない部分がある。

注 3：表中の「-」は、産業廃棄物の発生がなかったことを示す。

出典：「埼玉県産業廃棄物実態調査報告書概要版（平成 25 年度実績）」

（令和元年 8 月、埼玉県環境部資源循環推進課）

表 3-2-7-5 埼玉県の産業廃棄物最終処分場

No.	名称	事業所所在地
1	埼玉県環境整備センター	寄居町大字三ヶ山 368

出典：埼玉県環境部資源循環推進課ヒアリング

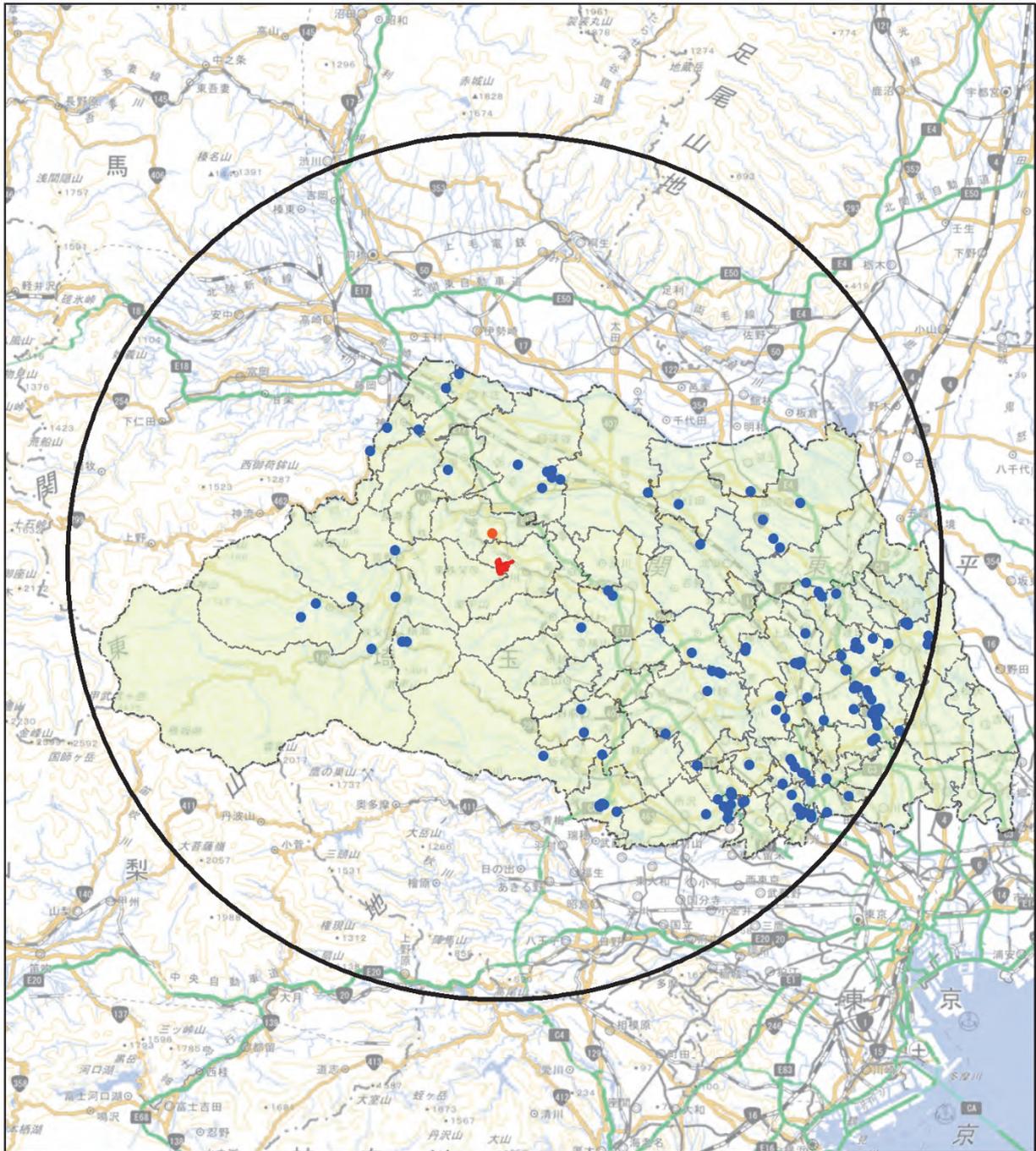
表 3-2-7-6(1) 対象事業区域から約50kmの範囲の産業廃棄物処理業者（埼玉県）

名称	住所	取り扱う産業廃棄物
株式会社NIPPO	埼玉県さいたま市西区三橋6-70-1外12筆	がれき類
株式会社高橋産商	埼玉県さいたま市北区吉野町2-5-6外1筆	廃プラスチック類（発泡スチロールに限る）
サノ商事株式会社	埼玉県さいたま市緑区大字高畑字狹土下511-1外2筆	廃プラスチック類 紙くず 木くず 金属くず
大成ロテック株式会社	埼玉県さいたま市緑区大字大崎字二番割264-1	がれき類（廃アスファルトコンクリートに限る）
株式会社キョーエーストック	埼玉県さいたま市岩槻区大字大口外新田753-1	廃プラスチック類 木くず
日興化成株式会社	埼玉県さいたま市桜区田島9-2451-1外4筆	廃油（再生利用可能なものに限る）
株式会社エコ計画	埼玉県さいたま市桜区田島8-800-1外1筆	燃えがら 汚泥 動植物性残さ
株式会社エコ計画	埼玉県さいたま市桜区田島8-1971	廃プラスチック類
新日本環境整備株式会社	埼玉県さいたま市岩槻区大字浮谷字寺家1881-3外11筆	汚泥 廃油 廃酸 廃アルカリ
株式会社ショーモン	埼玉県さいたま市岩槻区大字笹久保新田字谷際120-1	汚泥 廃プラスチック類 紙くず 木くず 繊維くず
株式会社ショーモン	埼玉県さいたま市岩槻区大字横根字野方2344-1外5筆	廃プラスチック類
株式会社イタパン	埼玉県さいたま市岩槻区大字笹久保字六軒1161-1外3筆	廃油 紙くず 木くず 繊維くず 動植物性残さ
有限会社ヤマモト	埼玉県さいたま市北区植竹町1-94-3外1筆	廃酸 廃アルカリ
株式会社第一サービスソリューションズ	埼玉県さいたま市岩槻区大字谷下字鶴守裏156-1	廃プラスチック類 木くず ゴムくず
有限会社菊地商事	埼玉県さいたま市岩槻区大字加倉字斎藤新田7677-1外2筆	廃プラスチック類（単品処理に限る） 木くず（単品処理に限る） 金属くず ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず
有限会社菊地商事	埼玉県さいたま市岩槻区大字加倉字斎藤新田798-1外2筆	廃プラスチック類（単品処理に限る。再生利用可能なものに限る） 紙くず（単品処理に限る） 繊維くず（単品処理に限る）
埼玉土木株式会社	埼玉県さいたま市岩槻区大字柏崎字谷際1037-1外3筆	木くず（再生利用可能なものに限る）
信栄興業株式会社	埼玉県さいたま市岩槻区大字平林寺字西字362-2外2筆	汚泥（再生利用可能なものに限る。建設基礎工事に伴うものに限る）
有限会社太盛	埼玉県さいたま市浦和区大原5-1058-2外8筆	廃プラスチック類（発泡スチロールに限る） 木くず（廃パレットに限る）
株式会社須賀	埼玉県さいたま市西区宮前町541-1外1筆	廃プラスチック類（軟質系のものに限る） 紙くず
大宮生コン株式会社	埼玉県さいたま市北区吉野町2-1375外16筆	がれき類
株式会社タカチホ	埼玉県さいたま市緑区大字寺山字中240-1外3筆	がれき類
武蔵野金属株式会社	埼玉県さいたま市北区吉野町2-1-1外1筆	廃プラスチック類（処理する金属くずと密着不可分のものに限る） 金属くず ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず
株式会社ジエップ	埼玉県さいたま市見沼区染谷2-112	紙くず 木くず 繊維くず 動植物性残さ
クリーンシステム株式会社	埼玉県さいたま市岩槻区古ヶ場2-10-3外1筆	廃プラスチック類（軟質系のものに限る） 紙くず 木くず 繊維くず 動植物性残さ 金属くず（飲料缶を除く、飲料缶に限る） ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず
渡部容器株式会社	埼玉県さいたま市岩槻区大字裏慈恩寺字下1128-1外15筆	金属くず
株式会社岡部商店	埼玉県さいたま市南区曲本1-378-8外1筆	廃プラスチック類 紙くず
野口興業株式会社	埼玉県さいたま市岩槻区大字南平野3-159外2筆	がれき類
株式会社十河サービス	埼玉県さいたま市岩槻区大字約上新田字道下224-1外7筆	廃プラスチック類（発泡スチロールに限る）
有限会社昭和メタル	埼玉県さいたま市岩槻区古ヶ場1-7-20	廃プラスチック類（廃自動車解体に伴うものに限る） 金属くず ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず
株式会社船徳	埼玉県さいたま市南区白鶴6-1391	金属くず
株式会社松永建設	埼玉県さいたま市岩槻区大字岩槻字箕輪下3569-1外1筆	がれき類
日本環境マネジメント株式会社	埼玉県さいたま市緑区大字中野田字中原1174-1の一部	汚泥（下水管清掃汚泥に限る）
株式会社リサイクルアシスト	埼玉県さいたま市桜区道場字拾石田709-25外2筆	廃プラスチック類（軟質系のものに限る） 紙くず 木くず
株式会社加々美	埼玉県さいたま市大宮区三橋2-458外4筆	がれき類（コンクリート廃材及びアスファルトコンクリート廃材に限る）
株式会社エスアンドエスリサイクルセンター	埼玉県さいたま市岩槻区大字笹久保新田字中谷460外3筆	木くず
埼玉総業株式会社	埼玉県さいたま市見沼区卸町2-43-1外20筆	がれき類（コンクリート廃材及びアスファルトコンクリート廃材に限る）
株式会社東京木工所	埼玉県さいたま市岩槻区上野5-1-5	木くず
岡安商事株式会社	埼玉県さいたま市岩槻区上野3-6-2外1筆	廃プラスチック類（軟質系のものに限る） 紙くず 金属くず
株式会社ケイルート（休止中）	埼玉県さいたま市桜区大字下大久保字拾石田1256-1	廃プラスチック類（セメント原料として再利用するものに限る） 紙くず（セメント原料として再利用するものに限る）
株式会社タカダ・トランスポートサービス	埼玉県さいたま市北区吉野町2-246-2外1筆	廃プラスチック類（軟質系のものに限る。梱包用緩衝材発泡スチロールに限る） 紙くず 木くず 繊維くず 金属くず ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず
有限会社再生産業	埼玉県さいたま市岩槻区大字笹久保新田字元谷337-2	廃プラスチック類 金属くず ガラスくず コンクリートくず 陶磁器くず がれき類
株式会社小川アルミ工業	埼玉県さいたま市桜区大字町谷字野原429-3外6筆	紙くず（アルミドross アルミドross粉砕物に限る）
有限会社みどりサービス	埼玉県さいたま市緑区大字南部領字字稲荷下3853-1外3筆	木くず（伐採 採根材に限る）
やまに化学株式会社	埼玉県さいたま市緑区大字下山口新田字四本竹1159-2	廃油
日興化成株式会社	埼玉県さいたま市桜区田島9-2451-1外4筆	廃油（揮発性）（揮発油類 灯油類及び軽油類に限る。特定有害廃油はトリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンを含むものに限る）
新日本環境整備株式会社	埼玉県さいたま市岩槻区大字浮谷字寺家1881-3外11筆	廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る） 廃酸 廃アルカリ 廃油（トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンを含むものに限る） 汚泥（トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンを含むもの、Cd、Pb、Cr6+、Asを含むものに限る）
株式会社ショーモン	埼玉県さいたま市岩槻区大字笹久保新田字谷際120-1	感染性産業廃棄物
株式会社イタパン	埼玉県さいたま市岩槻区大字笹久保字六軒1161-1外3筆	廃油（揮発性）（揮発油類 灯油類及び軽油類に限る。特定有害廃油はトリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンを含むものに限る）
日興化成株式会社	埼玉県川越市芳野台1-103-15	廃油 廃プラスチック類
日興化成株式会社	埼玉県川越市芳野台1-103-15	廃油（揮発性）
カザト株式会社	埼玉県川越市大字下赤坂字大野原645-1	廃酸 廃アルカリ
株式会社カネダ	埼玉県川越市芳野台2-8-22	廃プラスチック類 金属くず ガラスくず がれき類
埼玉金属株式会社	埼玉県川越市芳野台2-8-4	金属くず
株式会社服部金属	埼玉県川越市城下町83	廃プラスチック類 金属くず ガラスくず
東和産業株式会社	埼玉県川越市南台1-5-7の一部	ガラスくず がれき類
松田産業株式会社	埼玉県入間市狭山台地区画整理事業17街区5画地	廃プラスチック類 紙くず 金属くず ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず
株式会社ユウワ	埼玉県所沢市大字本郷字神明原9-2	がれき類
日本道路株式会社	埼玉県所沢市大字南永井字北一本木831	がれき類
コスモ・クリーン株式会社	埼玉県熊谷市三ノ尻字大塚3736-1	廃プラスチック類 木くず ゴムくず 金属くず ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず がれき類
コスモ・クリーン株式会社	埼玉県行田市駒形一丁目1787-1	廃プラスチック類
アサヒパレット株式会社	埼玉県北西飾郡杉戸町大字本郷字東中614-1他9筆	廃酸、廃アルカリ
三菱マテリアル株式会社	埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬字六番2244-1	燃えがら 汚泥 廃油 廃酸 廃アルカリ 廃プラスチック類 紙くず 木くず 繊維くず 動植物性残さ ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず 紙くず 金属くず ばいじん
株式会社葦環環境開発	埼玉県入間市狭山台土地区画整理事業20街区3-1画地	廃プラスチック類 ゴムくず 金属くず ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず
有限会社明昇化学	埼玉県富士見市大字鶴馬字前谷3326-4	汚泥 廃油 廃酸 廃アルカリ 廃プラスチック類
株式会社三起産業	埼玉県北葛飾郡杉戸町大字本郷字東中562-1	廃プラスチック類 金属くず
株式会社共同土木	埼玉県春日部市永沼字中道602-11	ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず がれき類
株式会社サニタリーセンター	埼玉県本庄市新井字川原788	汚泥 廃酸 廃アルカリ 廃プラスチック類 紙くず 木くず 繊維くず 動植物性残さ ゴムくず 金属くず ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず がれき類
株式会社クワバラ・パンぷきん	埼玉県加須市鴻巣字立山229-1	廃プラスチック類 紙くず 木くず 繊維くず ゴムくず 金属くず ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず がれき類
株式会社クワバラ・パンぷきん	埼玉県加須市正能字古宮2-5	木くず

表 3-2-7-6 (2) 対象事業区域から約50kmの範囲の産業廃棄物処理業者(埼玉県)

名称	住所	取り扱う産業廃棄物
丸八産業株式会社	埼玉県上尾市大字領家字丸山68-6	廃油
前田道路株式会社	埼玉県朝霞市大字台字関尾448-2	がれき類
株式会社オリエント環境ステーション	埼玉県春日部市下柳字古川端716-1	廃プラスチック類 紙くず 木くず ゴムくず 金属くず
株式会社塩建工業	埼玉県本庄市下野堂字杉根1-1	がれき類
株式会社友伸工業	埼玉県南埼玉郡白岡町大字藤津字立野1271	汚泥 ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず がれき類
加藤商事株式会社	埼玉県入間市狭山台土地区画整理事業18街区2画地	動植物性残さ
株式会社シタラ興産	埼玉県深谷市折之口字後威7原1786-1	廃油 廃プラスチック類 紙くず 木くず 繊維くず 動植物性残さ
株式会社シタラ興産	埼玉県深谷市折之口字後威7原1771-2	廃プラスチック類 紙くず 木くず 金属くず ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず がれき類
株式会社シタラ興産	埼玉県深谷市折之口字後威7原1768-2	廃プラスチック類 金属くず ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず
株式会社シタラ興産	埼玉県深谷市折之口字後威7原1787-1	廃プラスチック類 紙くず 木くず 繊維くず ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず
株式会社シタラ興産	埼玉県深谷市折之口字御後7原1784-1	汚泥 廃油 廃酸 木くず 動植物性残さ
有限会社大島商店	埼玉県比企郡川島町大字伊草飯島前772-1	金属くず
鹿島道路株式会社	埼玉県朝霞市大字上内間木字松ノ木425-7	ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず がれき類
大村商事株式会社	埼玉県志木市下京園2-2160	廃プラスチック類
ヤマ商物産株式会社	埼玉県所沢市大字坂之下字丙明改原1105-2	廃プラスチック類 木くず
田中島建設株式会社	埼玉県深谷市榎合字雨沼590-1	がれき類
朝日工業株式会社	埼玉県児玉郡神川町大字渡瀬字滝前78	燃えがら 汚泥 動植物性残さ
株式会社丸康商店	埼玉県戸田市早瀬1-4048-1	廃プラスチック類 紙くず
比留間運送株式会社	埼玉県入間市狭山台土地区画整理事業24-2街区1画地	木くず 動植物性残さ ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず がれき類
株式会社加藤建設工業	埼玉県日高市上鹿山字若薮沢795-2	汚泥
株式会社サニテック	埼玉県所沢市大字南永井字北平320-1	廃プラスチック類 木くず 金属くず
東金属株式会社	埼玉県羽生市大字下川崎字下205-1	廃プラスチック類 紙くず 木くず 繊維くず ゴムくず 金属くず ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず がれき類
東明興業株式会社	埼玉県所沢市大字南永井字北一本842-2	廃プラスチック類 紙くず 木くず 繊維くず ゴムくず 金属くず ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず がれき類
株式会社ガイアート・K	埼玉県久喜市樋ノ口字川柳928-1	ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず がれき類
株式会社島村運送	埼玉県加須市芋芝字本村1180-1	がれき類
株式会社三河解体	埼玉県比企郡鳩山町大字大橋字川子田766-2	がれき類
株式会社ジェップ	埼玉県南埼玉郡白岡町大字下大崎字下端758-1	廃プラスチック類 紙くず 木くず 金属くず ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず がれき類
有限会社孔明	埼玉県秩父市上影森字上川井207-1	金属くず がれき類
亀井産業株式会社	埼玉県深谷市長在家字笹原2483-2	木くず
株式会社ツシマ総業	埼玉県入間市狭山台土地区画整理事業19街区7画地	廃プラスチック類
上武株式会社	埼玉県秩父郡皆野町大字大淵字川附175	木くず ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず がれき類
株式会社鈴徳	埼玉県児玉郡神川町大字八日市字牛ヶ原240-1	廃プラスチック類 ゴムくず 金属くず ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず がれき類
協和資材株式会社	埼玉県鴻巣市箕田字九右エ門1717-1	廃プラスチック類
大友運輸株式会社	埼玉県和光市新倉4-1543-3	廃プラスチック類 金属くず
株式会社システムアロー	埼玉県深谷市折之口字後威7原1785-1	廃プラスチック類 紙くず 木くず 繊維くず 金属くず ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず がれき類
有限会社環境開発城山産業	埼玉県東松山市大字石橋字城山2096-3	汚泥 動植物性残さ 家畜ふん尿
株式会社大空リサイクルセンター	埼玉県所沢市大字松郷339-1	廃プラスチック類 紙くず 木くず 繊維くず ゴムくず 金属くず ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず がれき類
株式会社アルファサポート	埼玉県北足立郡伊奈町大字小室字池堤7064-1	廃プラスチック類 紙くず 木くず 繊維くず 金属くず ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず がれき類
株式会社トモノ	埼玉県南埼玉郡白岡町大字藤津字立野854-1, 854-3, 1100-13	廃プラスチック類 紙くず 木くず 繊維くず 金属くず ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず がれき類
フジミ産業株式会社	埼玉県児玉郡美里町大字白石字白松471-2	廃プラスチック類 木くず 繊維くず ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず がれき類
関東リソース株式会社	埼玉県久喜市菖蒲町台字南323番1	紙くず 木くず
北嶋再生プラント株式会社	埼玉県児玉郡神川町大字小浜字清水田418	木くず
株式会社青木商店	埼玉県新座市中野1-2244-1他18筆	紙くず 金属くず
株式会社丸宮	埼玉県飯能市大字芦荻場字中原475	がれき類
東和産業株式会社	埼玉県蕨市錦町1-192-3	ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず がれき類
柳金属株式会社	埼玉県和光市新倉七丁目6-4	廃プラスチック類 紙くず 木くず 繊維くず 金属くず ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず がれき類
株式会社山口組	埼玉県秩父郡小泉野町両神薄南小沢口9	廃プラスチック類 金属くず ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず がれき類
株式会社伊藤畜産	埼玉県所沢市大字城字北原748-1	汚泥 木くず 動植物性残さ 家畜ふん尿
株式会社山口建興	埼玉県入間都市計画事業狭山台土地区画整理事業16街区6画地	燃えがら 廃プラスチック類 紙くず 木くず 繊維くず ゴムくず ばいじん
株式会社新井商事	埼玉県秩父市下吉田字新田原内南2033	廃プラスチック類 金属くず ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず
株式会社ナコード	埼玉県日高市南平沢字下水久保1854-1	木くず
株式会社岩田組	埼玉県秩父郡小泉野町両神薄字御壺1464-1	ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず がれき類
株式会社ピーカム	埼玉県東松山市大字新郷88-8	廃プラスチック類
横瀬生コン株式会社	埼玉県秩父郡横瀬町大字芦ヶ久保7-1	ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず がれき類
メタルリサイクル株式会社	埼玉県比企郡川島町大字戸守字元前436-1	廃プラスチック類 ゴムくず 金属くず ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず
秩父太平洋セメント株式会社	埼玉県秩父市大野原字下原550-1	燃えがら 汚泥 廃プラスチック類 紙くず 木くず 繊維くず 動植物性残さ ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず 鉱さい がれき類 ばいじん
彩源株式会社	埼玉県深谷市折之口字後威7原1958-3	廃プラスチック類 紙くず 木くず 繊維くず 金属くず ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず がれき類
彩源株式会社	埼玉県深谷市折之口字後威7原1954-2	廃プラスチック類 木くず 繊維くず 金属くず
王子木材緑化株式会社	埼玉県所沢市大字南永井字北一本830-1	木くず
有限会社N.T.Kシステム	埼玉県飯能市大字大河原字峰平952-1	廃プラスチック類
マルゴ商事有限会社	埼玉県入間市宮寺字金井沢58-1	汚泥 動植物性残さ 家畜ふん尿
株式会社ユーディケー	埼玉県深谷市菅沼字向川原1181-5	がれき類
入間緑化開発有限会社	埼玉県入間都市計画事業狭山台土地区画整理事業22街区8画地	廃プラスチック類 紙くず 木くず 繊維くず 金属くず
有限会社環美	埼玉県上尾市大字領家字山下1199-8	汚泥 廃油 廃プラスチック類
三和リユース株式会社	埼玉県和光市下新倉六丁目84-1	廃プラスチック類 紙くず 金属くず
株式会社ヤナセ興業	埼玉県所沢市大字坂之下字若草15	廃プラスチック類 紙くず 繊維くず
有限会社コスモ・グループ	埼玉県和光市下新倉五丁目320-1	廃プラスチック類 木くず 繊維くず ゴムくず
有限会社エコプラン	埼玉県入間都市計画事業狭山台土地区画整理事業24-2街区8画地	廃プラスチック類 木くず ゴムくず 金属くず ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず がれき類
株式会社オーク環境	埼玉県所沢市大字亀ヶ谷字亀寿127-1	木くず
有限会社成和興業	埼玉県加須市大字北小浜字二田切435-1	汚泥
松田産業株式会社	埼玉県入間市狭山台土地区画整理事業17街区5画地	廃油(揮発性)
有限会社明見化学	埼玉県富士見市大字鶴馬字前谷3326-4	感染性産業廃棄物
丸八産業株式会社	埼玉県上尾市大字領家字丸山68-6	廃油
株式会社シタラ興産	埼玉県深谷市折之口字後威7原1786-1	感染性産業廃棄物
株式会社N.I.P.O	埼玉県熊谷市戸出字道北317-1他10筆	がれき類
アサヒブリック株式会社	埼玉県春日部市南栄町8-8他2筆	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・陶磁器くず
アサヒブリック株式会社	埼玉県北葛飾郡杉戸町本郷705他1筆	廃酸、廃アルカリ

出典：国土数値情報ダウンロードサービス(平成24年 国土交通省)



凡 例

- 対象事業実施区域及び関連施設
- 対象事業実施区域外周より半径50km
- 行政界(埼玉県)
- 一般廃棄物及び産業廃棄物最終処分場
- 産業廃棄物処理業者



1:750,000

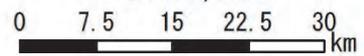


図 3-2-7-1
廃棄物処理施設の位置

出典：国土数値情報ダウンロードサービス
(平成 24 年 国土交通省)

3-2-8 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

(1) 公害関係法令等

1) 環境基準

① 大気汚染

大気汚染に係る環境基準は、「環境基本法(平成5年 法律第91号)」に基づき表 3-2-8-1 のとおり定められている。

表 3-2-8-1(1) 大気汚染に係る環境基準

(1) 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	評価方法	
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	長期的評価	1日平均値の2%除外値が0.04ppm以下であること。ただし、1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。
		短期的評価	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	1日平均値の年間98%値が0.06ppmを超えないこと。	
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	長期的評価	1日平均値の2%除外値が10ppm以下であること。ただし、1日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。
		短期的評価	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	長期的評価	1日平均値の2%除外値が0.10mg/m ³ 以下であること。ただし、1日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続しないこと。
		短期的評価	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	昼間の1時間値が0.06ppm以下であること。	

備考：1. 平成8年10月25日、環境庁告示第73号

- ：2. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。
- ：3. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。
- ：4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

注：大気汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。

表 3-2-8-1(2) 大気汚染に係る環境基準

(2) ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。

備考：平成30年11月19日、環境省告示第100号

(3) 微小粒子状物質に係る環境基準

物質	環境上の条件	評価方法	
		長期基準	年平均値が15μg/m ³ 以下であること。
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。	短期基準	1日平均値の年間98パーセンタイル値が35μg/m ³ 以下であること。

備考1：平成21年9月9日、環境省告示第33号

備考2：微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

② 騒音

関係町村における「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準の地域の区分及び基準は、表 3-2-8-2 に示すとおりである。

表 3-2-8-2 騒音に係る環境基準

地域の類型		昼間 (午前 6 時～午後 10 時)	夜間 (午後 10 時～午前 6 時)			
一般地域	A 地域	第 1 種低層住居専用地域	55dB 以下	45dB 以下		
		第 2 種低層住居専用地域				
		第 1 種中高層住居専用地域				
		第 2 種中高層住居専用地域				
	B 地域	第 1 種住居地域				
		第 2 種住居地域				
		準住居地域				
		用途地域の定めのない地域				
	C 地域	近隣商業地域			60dB 以下	50dB 以下
		商業地域				
準工業地域						
工業地域						
道路に面する地域	A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB 以下	55dB 以下			
	B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	65dB 以下	60dB 以下			
	C 地域のうち車線を有する道路に面する地域					
幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準 (特例)	屋外	70dB 以下	65dB 以下			
	窓を閉めた屋内*	45dB 以下	40dB 以下			

備考：1. 平成 24 年 3 月 30 日、環境省告示第 54 号

2. 窓を閉めた屋内の基準を適用することができるのは、個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときである。

注 1：車線とは、1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

注 2：「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道（市町村道にあっては 4 車線以上の区間に限る。）等をいい、「幹線道路を担う道路に近接する空間」とは、2 車線以下の車線を有する道路は道路端から 15m までの範囲、また 2 車線を超える車線を有する道路は道路端から 20m までの範囲をいう。

③ 水質汚濁

「環境基本法」に基づく水質汚濁に係る環境基準のうち、「人の健康の保護に関する環境基準」は表 3-2-8-3 に、「生活環境の保全に関する環境基準」は表 3-2-8-4 に示すとおりである。

表 3-2-8-3 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
鉛	0.01 mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	シマジン	0.003mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
PCB	検出されないこと。	ベンゼン	0.01 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	セレン	0.01 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	ふっ素	0.8 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	ほう素	1 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下		

備考：1. 平成 31 年 3 月 20 日、環境省告示 46 号

- ：2. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- ：3. 「検出されないこと。」とは、告示の測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- ：4. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- ：5. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

表 3-2-8-4(1) 生活環境の保全に関する環境基準：河川

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	50MPN/100mL 以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000MPN/100mL 以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	5,000MPN/100mL 以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	-
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	-
E	工業用水3級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められない こと。	2 mg/L 以上	-

備考：1. 平成31年3月20日、環境省告示46号

：2. 基準値は日間平均値とする（海域もこれに準ずる。）。

：3. 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。

注：1. 自然環境保全；自然探勝等の環境保全

：2. 水道1級；ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級；沈澱ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級；前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

：3. 水産1級；ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級；サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級；コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

：4. 工業用水1級；沈澱等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級；薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級；特殊の浄水操作を行うもの

：5. 環境保全；国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

表 3-2-8-4(2) 生活環境の保全に関する環境基準：河川

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキル ベンゼン スルホン酸 及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考：1. 平成31年3月20日、環境省告示46号

：2. 基準値は、年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

④ 地下水

「環境基本法」に基づく水質汚濁に係る環境基準のうち、地下水についても「人の健康の保護に関する環境基準」として表 3-2-8-5 に示すとおり、「地下水の水質汚濁に係る環境基準」が定められている。

表 3-2-8-5 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
鉛	0.01 mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003mg/L 以下
PCB	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	ベンゼン	0.01 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	セレン	0.01 mg/L 以下
クロロエチレン（別名塩化ビニル 又は塩化ビニルモノマー）	0.002 mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	ふっ素	0.8 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	ほう素	1 mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下

備考：1. 令和2年3月30日、環境省告示35号

- ：2. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- ：3. 「検出されないこと。」とは、告示の測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- ：4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
- ：5. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

⑤ 土壌汚染

「環境基本法」に基づく土壌汚染に係る環境基準は表 3-2-8-6 に示すとおりである。

表 3-2-8-6 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。

備考：令和 2 年 3 月 30 日、環境省告示 35 号

注：土壌の汚染に係る環境基準は、汚染がもたら自然的原因によることが明らかであると認められる揚所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他の表中の項目の欄に掲げる項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壌については、適用しない。

⑥ ダイオキシン類

「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年 法律第105号)に基づくダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準は表 3-2-8-7 に示すとおりである。

表 3-2-8-7 ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	環境上の条件	測定方法
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水質 (水底の底質を除く)	1pg-TEQ/L以下	日本工業規格K0312に定める方法
水底の底質	150pg-TEQ/g以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土壌	1,000pg-TEQ/g以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法

備考：1.平成21年、環境省告示11号

- ：2.基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
- ：3.大気及び水質(水底の底質を除く)の基準値は、年間平均値とする。
- ：4.土壌に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法(この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。)により測定した値(以下「簡易測定値」という。)に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。
- ：5.土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合(簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g以上の場合)には、必要な調査を実施することとする。
- ：6.公共用水の水底の底質を適用した。

2) 規制基準等

① 大気汚染

(a) 「大気汚染防止法」等に基づく排出基準

大気汚染防止法等に基づく大気汚染に係る規制の状況は表 3-2-8-8 に示すとおりである。
 本事業は太陽光発電事業であり、ばい煙発生施設は設置しないため、「大気汚染防止法(昭和 43 年 法律第 97 号)」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づくばい煙発生施設に係る規制基準は適用されない。

表 3-2-8-8 大気汚染防止法等規制対象物質一覧

規制物質	物質の例示	発生形態	発生施設	規制基準	規制措置等		
ば	硫黄酸化物	SO ₂ 、SO ₃	燃焼等	政令で定める ばい煙発生施設 (ボイラー、焼却炉 等)	排出基準 〔量規制、地域ごと K 値方式〕 特定工場等については総量 規制基準 〔指定地域内、工場単位量 規制、知事が定める〕	改善命令、 直罰等	
	ばいじん	すす等			排出基準 〔濃度規制、施設の種類・ 規模ごと〕		
煙	有害物質	NO _x	燃焼、合成、分 解、加圧等	政令で定める ばい煙発生施設 (銅、亜鉛、鉛の精 錬用ばい煙炉等)	排出基準 〔濃度規制、施設の種類・ 規模ごと〕 特定工場等については総量 規制基準 〔指定地域内、工場単位量 規制、知事が定める〕		
					Cd、Pb、HF、 Cl ₂ 、HCl 等		排出基準 〔濃度規制、物質の種類・ 施設の規模ごと〕
	(特定有害物 質)	未指定	燃焼等	未指定	排出基準 〔量規制、K 値方式〕		
粉 じ ん	特定粉じん	石綿	物の破碎、選 別、堆積等	政令で定める特定粉 じん発生施設	規制基準 〔敷地境界での濃度基準〕		改善命令
	一般粉じん	セメント粉、 石灰粉、鉄粉 等		政令で定める 排出等作業	作業基準		基準適合命令
				一般粉じん発生施設	構造・使用・管理基準		基準適合命令
水銀等	水銀	燃焼等	水銀排出施設	排出基準 〔濃度規制〕	改善勧告命令		
自動車 排出ガス	CO、HC、Pb、 NO _x 、粒子状物 質	自動車の運行	環境庁長官が定める 特定の自動車	許容限度 (保安基準で確保)	車両検査、整備 命令等 (他法による)		
特定物質	C ₆ H ₅ OH、C ₅ H ₅ N 等	物の合成等の化 学的処理中	特定施設(政令等で 特定せず)	なし	事故時の措置命 令		
指定物質	ベンゼン、 トリクロロエ チレン、 テトラクロロ エチレン	物の反応、乾燥 等の化学的処理	指定物質排出施設 (現在 11 施設)	抑制基準	勧告		
ダイオキシン類 対策特別措置法		燃焼等	焼結炉、 製鋼用電気炉、 亜鉛回収及びアルミニウム 合金製造用炉、 廃棄物焼却炉	排出基準	改善命令、 直罰等		

(b) 自動車 NOx・PM 法に基づく対策地域

関係町村は、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（以下「自動車 NOx・PM 法」という。）の対策地域に含まれない。対策地域については図 3-2-8-1 に示すとおりである。また、埼玉県生活環境保全条例では県内全域で県の粒子状物質排出基準に適合しないディーゼル車の運行禁止の規制内容を示している。

自動車 NOx・PM 法の窒素酸化物（NOx）及び粒子状物質（PM）の排出基準に適合していない車は、対策地域内での登録はできない。

また、対策地域内で既に使用している車については、装置を装着して条例の規制に対応しても、自動車 NOx・PM 法の窒素酸化物（NOx）及び粒子状物質（PM）の排出基準に適合していない場合は、その車種及び初度登録年月日に応じて定められる猶予期間が過ぎると車検に通らなくなる。



出典：「《参考》自動車 NOx・PM 法の車種規制の概要」（埼玉県 HP）

図 3-2-8-1 埼玉県生活環境保全条例及び自動車 NOx・PM 法適用地域図

② 騒音

(a) 「騒音規制法」に基づく特定建設作業の規制基準

「騒音規制法(昭和43年 法律第98号)」に基づく特定建設作業の規制基準は表 3-2-8-9 に、「騒音規制法」に基づく特定建設作業の一覧は表 3-2-8-10 に示すとおりである。

表 3-2-8-9 「騒音規制法」に基づく特定建設作業に係る規制基準

基準種別 区域の区分	敷地境界における基準	作業時刻に関する基準	作業時間に関する基準	作業期間に関する基準	作業日に関する基準
第1号区域	85dB	午前7時～午後7時の時間内であること	1日10時間を越えないこと	連続6日を越えないこと	日曜・休日でないこと
第2号区域		午前6時～午後10時の時間内であること	1日14時間を越えないこと		

注1：基準値は作業を行う場所の敷地境界において適用される。

注2：1号区域

第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、田園住居地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途地域の指定のない区域、都市対象事業実施区域外（一部地域）、上記区域以外の区域で、学校、保育所、病院、有床診療所、図書館及び特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の周囲おおむね80m以内の区域

2号区域

工業地域、工業専用地域

出典：「騒音・振動の規制について」（埼玉県HP）

表 3-2-8-10 「騒音規制法」に基づく特定建設作業の一覧

特定建設作業の内容	
1	くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）
2	びょう打機を使用する作業
3	さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）
4	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるもの、定格出力15kW以上）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
5	コンクリートプラント（混練容量0.45m ³ 以上）又はアスファルトプラント（混練重量200kg以上）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行なう作業を除く。）
6	バックホウ（定格出力80kW以上、ただし環境大臣が指定するものを除く。）を使用する作業
7	トラクターショベル（定格出力70kW以上、ただし環境大臣が指定するものを除く。）を使用する作業
8	ブルドーザー（定格出力40kW以上、ただし環境大臣が指定するものを除く。）を使用する作業

出典：「騒音・振動の規制について」（埼玉県HP）

(b) 「騒音規制法」に基づく自動車騒音の要請限度

「騒音規制法」に基づく自動車騒音の要請限度は表 3-2-8-11 に示すとおりである。

表 3-2-8-11 「騒音規制法」に基づく自動車騒音の要請限度

(平成 12 年 総理府令第 15 号)

区域の区分	昼 間	夜 間
	午前 6 時から 午後 10 時まで	午後 10 時から 翌日の午前 6 時まで
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65dB	55dB
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70dB	65dB
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75dB	70dB

注：区域の区分は以下のとおりである。

- a 区域 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域
- b 区域 第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域及び用途地域の指定のない区域
- c 区域 近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

(c) 「騒音規制法」に基づく特定工場等に係る騒音の規制基準

「騒音規制法」に基づく特定工場等に係る騒音の規制基準は表 3-2-8-12 に示すとおりである。

表 3-2-8-12 「騒音規制法」に基づく特定工場等に係る騒音の規制基準

区域の区分		時間の区分			
		朝 午前 6 時～ 午前 8 時	昼 午前 8 時～ 午後 7 時	夕 午後 7 時～ 午後 10 時	夜 午後 10 時～ 午前 6 時
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 田園住居地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域	45dB	50dB	45dB	45dB
第 2 種区域	第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域 用途地域の指定のない区域 都市対象事業実施区域外 (一部地域)	50dB	55dB	50dB	45dB
第 3 種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	60dB	65dB	60dB	50dB
第 4 種区域	工業地域 工業専用地域 (一部地域)	65dB	70dB	65dB	60dB

注：学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 50m の区域内は、当該値から 5dB 減じた値とする。(第 1 種区域は除く。)

出典：「騒音・振動の規制について」(埼玉県 HP)

③ 振動

(a) 「振動規制法」に基づく特定建設作業の規制基準

「振動規制法(昭和51年 法律第64号)」に基づく特定建設作業の規制基準は表 3-2-8-13 に、「振動規制法」に基づく特定建設作業の一覧は表 3-2-8-14 に示すとおりである。

表 3-2-8-13 「振動規制法」に基づく特定建設作業に係る規制基準

基準種別 区域の区分	敷地境界における基準	作業時刻に関する基準	作業時間に関する基準	作業期間に関する基準	作業日に関する基準
第1号区域	75dB	午前7時～午後7時の時間内であること	1日10時間を越えないこと	連続6日を越えないこと	日曜・休日でないこと
第2号区域		午前6時～午後10時の時間内であること	1日14時間を越えないこと		

注1：基準値は作業を行う場所の敷地境界において適用される。

注2：1号区域

第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、田園住居地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途地域の指定のない区域、都市対象事業実施区域外（一部地域）、上記区域以外の区域で、学校、保育所、病院、有床診療所、図書館及び特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の周囲おおむね80m以内の区域

2号区域

工業地域、工業専用地域

出典：「騒音・振動の規制について」（埼玉県HP）

表 3-2-8-14 「振動規制法」に基づく特定建設作業の一覧

特定建設作業の内容	
1	くい打機（もんけん・圧入式を除く。）、くい抜機（油圧式を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式を除く。）を使用する作業
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）
4	ブレーカー（手持式を除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）

出典：「騒音・振動の規制について」（埼玉県HP）

(b) 「振動規制法」に基づく特定工場等に係る振動の規制基準

「振動規制法」に基づく特定工場等に係る振動の規制基準は表 3-2-8-15 に示すとおりである。

表 3-2-8-15 「振動規制法」に基づく道路交通振動の要請限度

振動規制法施行規則別表 2(昭和 51 年 総理府令第 58 号)

区域の区分	昼 間	夜 間
	午前 8 時から午後 7 時まで	午後 7 時から午前 8 時まで
第 1 種区域	65dB	60dB
第 2 種区域	70dB	65dB

注：区域の区分は以下のとおりである。

第 1 種区域

第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、田園住居地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、用途地域の指定のない区域

第 2 種区域

近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

(c) 「振動規制法」に基づく特定工場等に係る振動の規制基準

「振動規制法」に基づく特定工場等に係る振動の規制基準は表 3-2-8-16 に示すとおりである。

表 3-2-8-16 「振動規制法」に基づく特定工場等に係る振動の規制基準

区域の区分		時間の区分	
		昼	夜
		午前 8 時～午後 7 時	午後 7 時～午前 8 時
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 田園住居地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域 用途地域の指定のない区域 都市対象事業実施区域外 (一部地域)	60dB	55dB
第 2 種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	65dB	60dB

注：学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 50m の区域内は、当該値から 5dB 減じた値とする。(第 1 種区域は除く。)

出典：「騒音・振動の規制について」(埼玉県 HP)

④ 水質汚濁

水質汚濁防止法(昭和 43 年 法律第 97 号)では、有害物質や有機汚濁物質等を含む污水又は廃液が発生する施設を「特定施設」と定め、この特定施設を設置する特定事業場に対して、排水基準を定めている。また、埼玉県では、「水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づき、排水を定める条例(上乘せ条例)」及び「埼玉県生活環境保全条例」により排水基準を定めている。

なお、本事業は太陽光発電事業であり、水質汚濁防止法の適用は受けない。

⑤ 悪臭

埼玉県では、地域ごとに「特定悪臭物質濃度規制」又は「臭気指数規制」を「悪臭防止法」によって「臭気濃度規制」を行っている。「悪臭防止法(昭和 46 年 法律第 91 号)」に基づく規制地域は図 3-2-8-2 に示すとおりである。

対象事業実施区域が位置する小川町は、未規制地域となっている。

○悪臭防止法規制地域



出典：「悪臭の規制について」(埼玉県 HP)

図 3-2-8-2 悪臭防止法規制地域

⑥ 地下水

埼玉県では、土壌汚染に起因する地下水汚染による、人への健康被害を防止するため、特定有害物質取扱事業者等に地下水の調査・対策の実施を義務づけている。

調査及び対策は、調査及び対策は、「土壌及び地下水汚染対策指針」に従って実施しなければならない。実施した調査、処理若しくは措置については、記録を作成・保管し、土地を譲渡するときは、当該記録を譲受者に引き継がなければならない。

特定有害物質の地下水基準は表 3-2-8-17 に示すとおりである。

表 3-2-8-17 特定有害物質の地下水基準

特定有害物質	地下水基準 (mg/L)
カドミウム及びその化合物	0.003
シアン化合物	検出されないこと
有機燐化合物	検出されないこと
鉛及びその化合物	0.01
六価クロム化合物	0.05
砒素及びその化合物	0.01
総水銀	0.0005
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
トリクロロエチレン	0.01
テトラクロロエチレン	0.01
ジクロロメタン	0.02
四塩化炭素	0.002
1,2-ジクロロエタン	0.004
1,1-ジクロロエチレン	0.1
シス-1,2-ジクロロエチレン若しくは トランス-1,2-ジクロロエチレン又はこれらを合わせたもの	0.04※
1,1,1-トリクロロエタン	1
1,1,2-トリクロロエタン	0.006
1,3-ジクロロプロペン	0.002
チウラム	0.006
シマジン	0.003
チオベンカルブ	0.02
ベンゼン	0.01
セレン	0.01
ほう素及びその化合物	1
ふっ素及びその化合物	0.8
クロロエチレン	0.002
1,4-ジオキサン	0.05

備考：表中の「※」は、シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレンの量の合計として示している。

出典：「埼玉県生活環境保全条例（第3節土壤環境及び地下水質の保全）」
（埼玉県環境部水環境課 HP）

⑦ 土壌汚染

埼玉県では、汚染された土壌からの特定有害物質の大気中への飛散や土壌汚染に起因する地下水汚染による、人への健康被害を防止するため、特定有害物質取扱事業者等に土壌や地下水の調査・対策の実施を義務づけている。

調査及び対策は、調査及び対策は、「土壌及び地下水汚染対策指針」に従って実施しなければならない。実施した調査、処理若しくは措置については、記録を作成・保管し、土地を譲渡するときは、当該記録を譲受者に引き継がなければならない。

特定有害物質の土壌汚染基準（土壌溶出量基準・土壌含有量基準）及び地下水基準は表 3-2-8-18 に示すとおりである。

表 3-2-8-18 特定有害物質の土壌汚染基準（土壌溶出量基準・土壌含有量基準）及び地下水基準

特定有害物質	土壌溶出量基準 (mg/L)	土壌含有量基準 (mg/kg)	地下水基準 (mg/L)
カドミウム及びその化合物	0.01	150	0.003
シアン化合物	検出されないこと	50	検出されないこと
有機燐化合物	検出されないこと	—	検出されないこと
鉛及びその化合物	0.01	150	0.01
六価クロム化合物	0.05	250	0.01
砒素及びその化合物	0.01	150	0.01
総水銀	0.0005	15	0.0005
アルキル水銀	検出されないこと	—	検出されないこと
PCB	検出されないこと	—	検出されないこと
トリクロロエチレン	0.03	—	0.01
テトラクロロエチレン	0.01	—	0.01
ジクロロメタン	0.02	—	0.02
四塩化炭素	0.002	—	0.002
1,2-ジクロロエタン	0.004	—	0.004
1,1-ジクロロエチレン	0.1	—	0.1
シス-1,2-ジクロロエチレン若しくは トランス-1,2-ジクロロエチレン又は これらを合わせたもの	0.04※	—	0.04※
1,1,1-トリクロロエタン	1	—	1
1,1,2-トリクロロエタン	0.006	—	0.006
1,3-ジクロロプロペン	0.002	—	0.002
チウラム	0.006	—	0.006
シマジン	0.003	—	0.003
チオベンカルブ	0.02	—	0.02
ベンゼン	0.01	—	0.01
セレン	0.01	150	0.01
ほう素及びその化合物	1	4000	1
ふっ素及びその化合物	0.8	4000	0.8
クロロエチレン	0.002	—	0.002
1,4-ジオキサン	—	—	0.05

備考：表中の「※」は、シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレンの量の合計として示している。

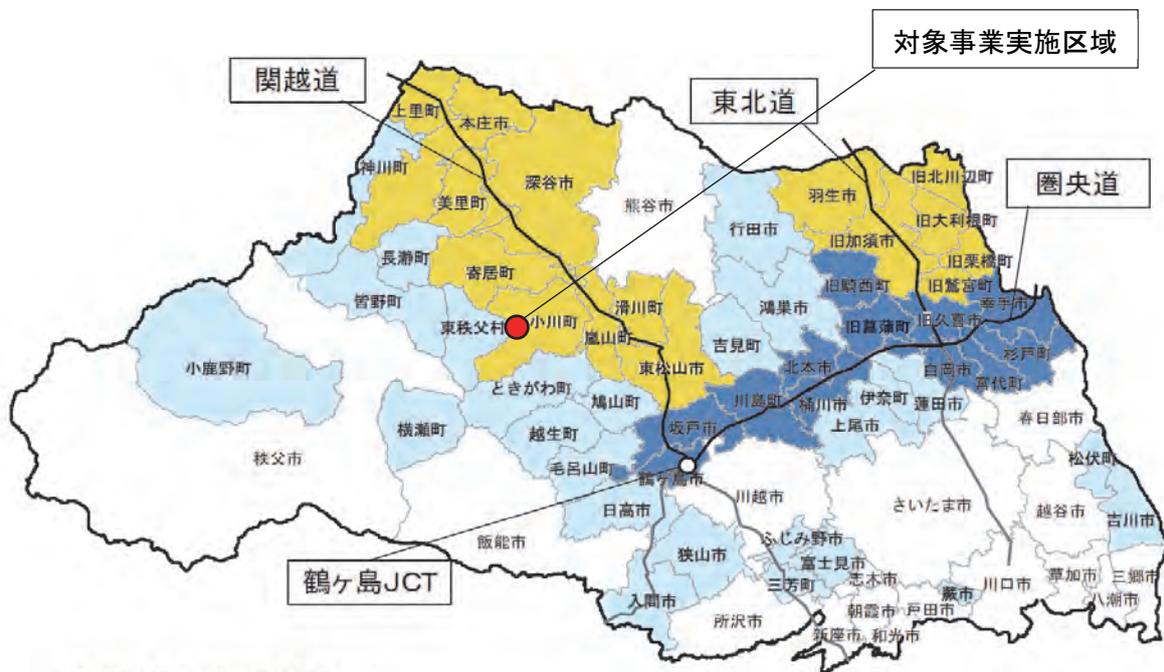
出典：「埼玉県生活環境保全条例（第3節土壌環境及び地下水質の保全）」（埼玉県環境部水環境課 HP）

⑧ 景観

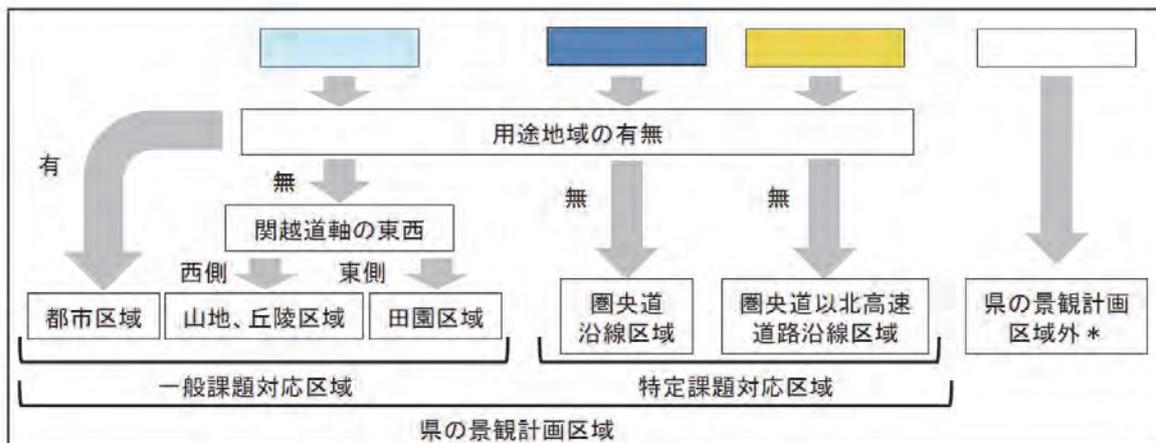
埼玉県では、地域の特性を生かした景観の形成を進めるため、景観法（平成16年法律第110号）に基づき「埼玉県景観条例」及び「埼玉県景観計画」を定めている。一定規模を超える建築や工作物の新築や修繕、資材置き場の整備等の行為について、県の景観条例・景観計画に基づき市町村への届出が必要となる「景観計画区域」が定められており、埼玉県の景観計画区域は図3-2-8-3に示すとおりである。景観計画区域には一般課題対応区域と特定課題対応区域の2つに区分され、対象事業実施区域が位置する小川町は特定課題対応区域及び圏央道以北高速道路沿線区域に指定されている。

景観計画区域内において、一定規模を超える建築や工作物の新築や修繕、資材置き場の整備等の行為については、県の景観条例・景観計画に基づき市町村への届出が必要となる。届出の対象となる行為については、表3-2-8-19に示すとおりである。

届出の際は、外観色彩やデザイン等について、表3-2-8-20及び表3-2-8-21に示す景観計画区域ごとに定める景観形成基準を踏まえる必要がある。



(平成29年11月1日現在)



出典：「景観法に基づく届出について」（埼玉県都市整備部田園都市づくり課 HP）

図 3-2-8-3 景観計画区域

表 3-2-8-19 届出対象行為

		一般課題対応区域			特定課題対応区域	
		山地・丘陵区域	田園区域	都市区域	圏央道沿線区域	圏央道以北高速道路沿線区域
建築物	建築物の新築、増築、改築又は移転	高さが15mを超えるもの、又は建築面積が1,000m ² を超えるもの			建築面積が200m ² を超えるもの (一戸建専用住宅は除く)	
	建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さが15mを超えるもの、又は建築面積が1,000m ² を超えるもので、その外観のうち、当該修繕等の対象となる面積が各立面の面積の3分の1を超えるもの			建築面積が200m ² を超えるもので、その外観のうち、当該修繕等の対象となる面積が各立面の面積の3分の1を超えるもの (一戸建専用住宅は除く)	
工作物	工作物の新築、増築、改築又は移転	高さが15mを超えるもの			高さが10mを超えるもの	
	工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さが15mを超えるもので、その外観のうち、当該修繕等の対象となる面積が各立面の面積の3分の1を超えるもの			高さが10mを超えるもので、その外観のうち、当該修繕等の対象となる面積が各立面の面積の3分の1を超えるもの	
物件の堆積		(届出の必要はなし)			堆積する土地の面積が500m ² を超えるもの、又は堆積の高さが1.5mを超えるもの	(届出の必要はなし)

注1：建築物及び工作物の高さは、建築基準法上の高さをいう。

注2：物件の堆積の高さは、物件の堆積を行う各地盤面から堆積物の上端までの高さをいう。

出典：「景観法に基づく届出について」(埼玉県都市整備部田園都市づくり課 HP)

表 3-2-8-20 景観形成基準（建築物・工作物）

■配慮事項
 広域景観・周辺景観の中でのあり方やデザインについて定めている。

■勧告基準・変更命令基準
 表に該当する色彩及び点滅する光源が形成する面積の合計（石、木、土、レンガ及びコンクリート等のうち着色していない素材で仕上げる外観の部分を除く）が、外観のうち各立面につき、当該立面の面積の3分の1を超える場合とする。

用途地域が定められている区域			関越道以東で用途地域が定められていない区域 (鶴ヶ島市と坂戸市は全域)			関越道以西で用途地域が定められていない区域 (鶴ヶ島市と坂戸市は除く)		
色相	明度	彩度	色相	明度	彩度	色相	明度	彩度
7.5R から 7.5Y	－ (全て)	6 を 超える	7.5R から	2 を 超える	6 を 超える	7.5R から 7.5Y	9 以上	－ (全て)
			7.5Y	2 以下	－ (全て)		9 未満	6 を 超える
7.5RP から 7.5R(7.5R は 含まない) 7.5Y から 7.5GY(7.5Y は 含まない)	－ (全て)	4 を 超える	7.5RP から 7.5R(7.5R は 含まない)	2 を 超える	4 を 超える	7.5RP から 7.5R(7.5R は 含まない) 7.5Y から 7.5GY(7.5Y は 含まない)	9 以上	－ (全て)
			7.5Y から 7.5GY(7.5Y は 含まない)	2 以下	－ (全て)		9 未満	4 を 超える
7.5GY から 7.5RP (7.5GY 及び 7.5RP は 含まない)	－ (全て)	2 を 超える	7.5GY から	2 を 超える	2 を 超える	7.5GY から 7.5RP (7.5GY 及 び7.5RP は 含まない)	9 以上	－ (全て)
			7.5RP (7.5GY 及び 7.5RP は 含まない)	2 以下	－ (全て)		9 未満	2 を 超える
			N(無彩色)	2 以下	－ (全て)	N(無彩色)	9 以上	－ (全て)

注：色彩の表示は JIS Z 8721 「色の表示方法— 三属性による表示」による。

- ・色相：色合い。赤(R)、黄赤(YR)、黄(Y)、黄緑(GY)、緑(G)、青緑(BG)、青(B)、青紫(PB)、紫(P)、赤紫(RP)の10色相と、それぞれを10分割した数値で表す。
- ・明度：明るさ。0から10の数値で表す。明るくなるにつれて数値が大きくなる。
- ・彩度：鮮やかさ。0から14程度の数値で表す。鮮やかになるにつれて数値が大きくなる。

出典：「景観法に基づく届出について」（埼玉県都市整備部田園都市づくり課 HP）

表 3-2-8-21 景観形成基準（物件の堆積）

■配慮事項
 広域景観・周辺景観の中でのあり方や堆積の仕方について定めている。

■勧告基準・変更命令基準
 次のいずれかに該当する場合とする。

- ・堆積の高さが3mを超えるとき。
- ・遮蔽物が無く、又は不十分で、周囲から堆積物が見えるとき。
- ・遮蔽物の色彩について、表 3-2-8-20 に該当する色彩の面積が、外観のうち各立面につき、当該立面の面積の3分の1を超えるとき。

注：特定課題対応区域の圏央道沿線区域に限る。

出典：「景観法に基づく届出について」（埼玉県都市整備部田園都市づくり課 HP）

⑨ 廃棄物

廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律 第 137 号）」、「埼玉県生活環境保全条例」において、発生抑制、適正処分等に関する事業者の責務が定められている。

埼玉県は、「第 8 次埼玉県廃棄物処理基本計画（平成 28 年 3 月）」を策定し、「3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推移」、「廃棄物の適正処理の推進」、「環境産業の育成」及び「災害廃棄物対策の推進」を目標達成のための 4 つの柱として施策を展開している。

「小川町第 5 次総合振興計画（平成 28 年 3 月）」に廃棄物に係る基本方針として、資源循環社会の構築を目指し、分別収集を推進し、資源化・再利用による資源の有効利用を図るとともにごみの減量化を推進する等が示されている。

⑩ 地球温暖化

地球温暖化については、「地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律 第 117 号）」では、特定排出者（温室効果ガスを相当程度多く排出する者）に、自らの温室効果ガスの排出量を算定し、国に報告することが義務付けられている。

埼玉県では、「埼玉県地球温暖化対策推進条例」において、地球温暖化対策に関する事業者の責務が定められている。

小川町では、「小川町地球温暖化対策実行計画（区域・施策編）」で 2020 年度までに二酸化炭素排出量を 2005 年度比で 3.8%削減することを目標とし、小川町における「省エネ」、「創エネ」（化石燃料由来のエネルギーの代わりに地域にある再生可能エネルギーを積極的に活用すること）の取組みを、以下の 3 つの方針に基づいて推進することにより、「地球と人にやさしい持続可能なまち 小川町」を目指すとしている。

- 豊かさや快適さとの両立 「CO₂の削減を通じた新たな豊かさや快適さの実現」を図ります。
- 地域資源の活用 小川町に存在する森林や農地、水系等の資源を活用して、地域活力の向上を目指します。
- 多様な主体との連携・協働 小川町内で活動されている団体・NPO・個人との連携・協働により地域ぐるみで進めます。

(2) 自然関係法令等

1) 自然公園

対象事業実施区及びその周辺には、「埼玉県立自然公園条例（昭和 33 年埼玉県条例第 15 号）」に基づく自然公園として「県立長瀬玉淀自然公園」が存在する。

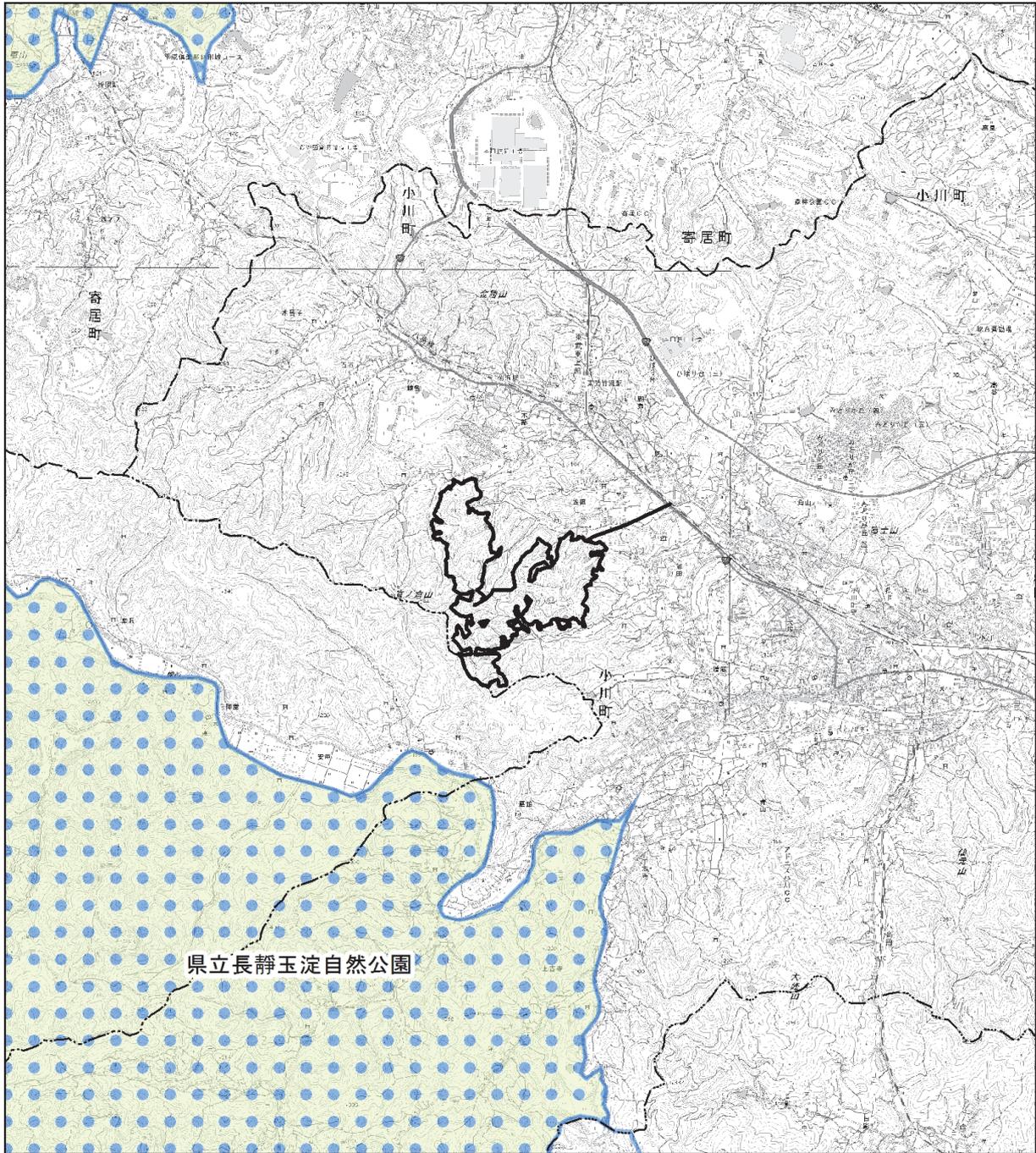
これらの自然公園の概要は表 3-2-8-22 に、位置は図 3-2-8-4 に示すとおりである。

なお、対象事業実施区域内には自然公園は含まれていない。

表 3-2-8-22 自然公園の概要

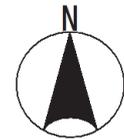
名 称	所在地	面積 (ha)	特色
県立長瀬玉淀自然公園	長瀬町、秩父市、 皆野町、東秩父村、 寄居町、小川町	14,753.6	荒川中流域に広く分布する三波川変成岩類による特有な溪谷をなし、紅簾片岩や石墨片岩・緑泥片岩等の結晶片岩からなる長瀬の岩畳は、自然科学の宝庫であり、関東でも有数の景勝地である。また、桜の名所「関東の吉野山」を目指して約一万本の桜が植えられている「美の山国民休養地」がある。

出典：「埼玉県の自然公園」（埼玉県環境部みどり自然課 HP）



凡 例

-  対象事業実施区域及び関連施設
-  町村界
-  自然公園(普通地域)



1:50,000



図 3-2-8-4
自然公園等の指定状況

出典：「埼玉県の自然公園」（埼玉県環境部みどり自然課 HP）

2) 自然環境保全地域等

対象事業実施区域及びその周辺には「自然環境保全法(昭和 47 年法律第 85 号)」に基づく自然環境保全地域等は存在していない。

3) 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約により作成された世界遺産一覧表に記載された自然遺産の区域

対象事業実施区域及びその周辺には、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約(平成 4 年条約第 7 号)」の「世界遺産一覧表」に記載された自然遺産の区域はない。

4) 都市緑地法の規定により指定された緑地保全地域又は特別緑地保全地区の区域

「令和 2 年版埼玉県環境白書」によると、埼玉県内においては緑地保全地区の指定はなく、特別緑地保全地区が 12 市町 34 地区の 45.5ha が指定されている。対象事業実施区域及びその周辺で特別緑地保全地区に指定されている区域はない。

5) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の規定により指定された生息地等保護区の区域

対象事業実施区域及びその周辺には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成 4 年法律第 75 号)」により指定された生息地等保護区はない。

6) 鳥獣保護区等

対象事業実施区域及びその周辺における「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号)」に基づく鳥獣保護区等の指定状況は、表 3-2-8-23 及び図 3-2-8-5 にそれぞれ示すとおりである。対象事業実施区域周辺には 2 箇所の鳥獣保護区、2 箇所の特定猟具使用禁止区域が存在している。

なお、対象事業実施区域は、鳥獣保護区、特定猟具使用禁止区域に含まれていない。

表 3-2-8-23(1) 鳥獣保護区

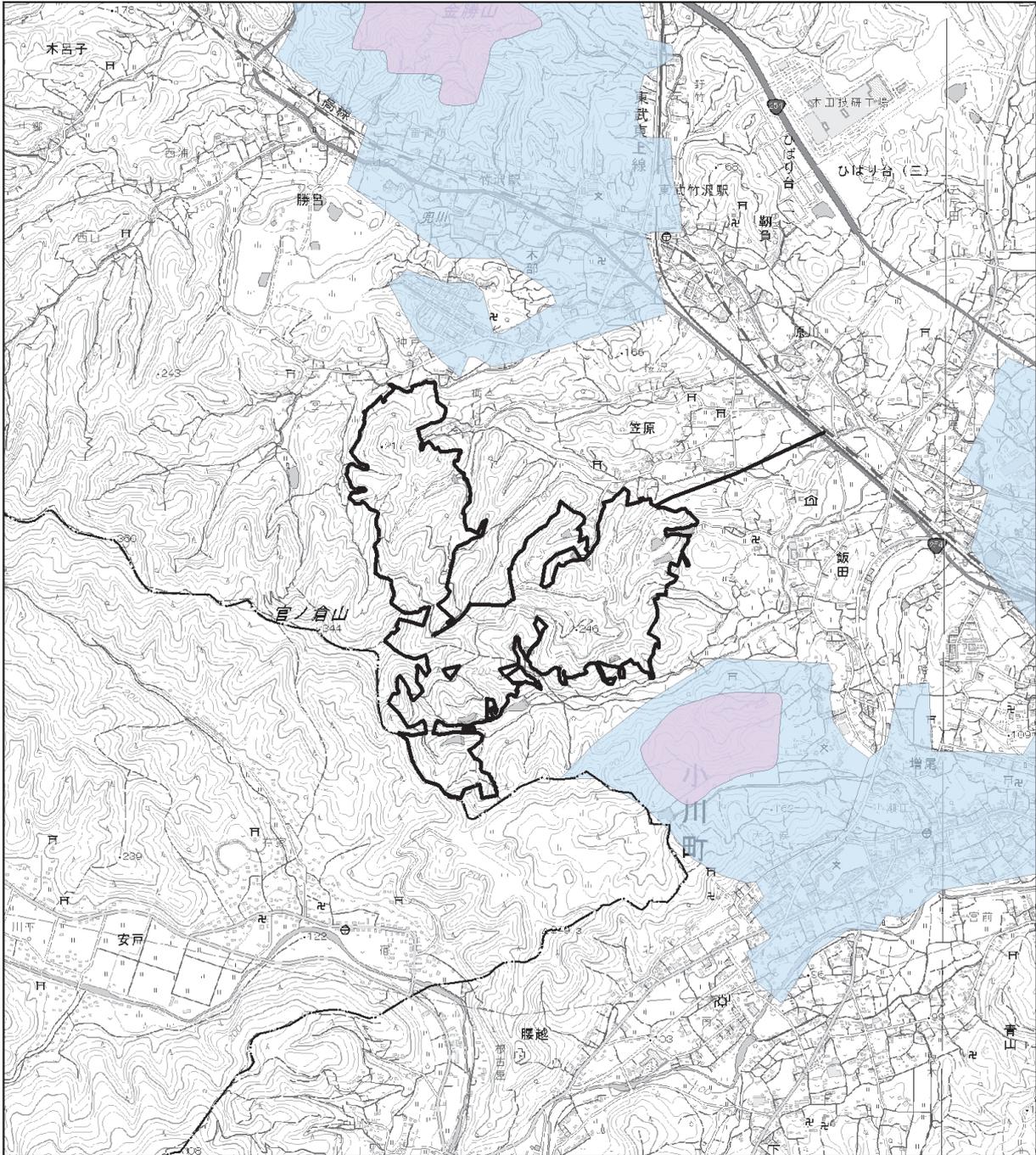
区分	No.	名称	所在地	面積 (ha)	期間終了年月日	備考
鳥獣 保護区	1	小川西中学校	小川町	5	令和 8 年 10 月 31 日	県指定
	2	小川げんきプラザ	小川町	43	令和 3 年 10 月 31 日	県指定

出典：令和 2 年度埼玉県鳥獣保護区等位置図（令和 2 年 10 月、埼玉県環境部みどり自然課）

表 3-2-8-23(2) 特定猟具使用禁止区域(銃)

区分	No.	名称	所在地	面積 (ha)	期間終了年月日
特定猟具使用 禁止区 域(銃)	1	腰越	小川町	103	無期限
	2	金勝山	小川町	164	令和 3 年 10 月 31 日

出典：令和 2 年度埼玉県鳥獣保護区等位置図（令和 2 年 10 月、埼玉県環境部みどり自然課）



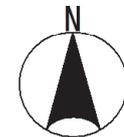
凡 例

 対象事業実施区域及び関連施設

 町村界

 鳥獣保護区

 特定猟具使用禁止区域(銃)



1:25,000

0 0.25 0.5 0.75 1 km

出典：令和2年度埼玉県鳥獣保護区等位置図
 (令和2年10月、埼玉県環境部みどり自然課)
 : 国土数値情報ダウンロードサービス
 (国土交通省HP)

図 3-2-8-5
 鳥獣保護区等の指定状況